

令和6年度なすから特派員募集要項

1 なすから特派員とは

なすから特派員SNS発信事業は、市から委嘱を受けたなすから特派員によって本市の魅力を発信する取り組みである。

2 活動内容

- (1) SNSで自身のアカウントを活用し、本市の魅力を発信する。
- ※ SNSに投稿する際に「#なすから特派員」「#那須烏山市」「#なすからいふ」「#五感で楽しむ那須烏山」などのハッシュタグを付ける。
- (2) その他シティプロモーション事業に参加・協力する。

3 参加資格

- (1) 「那須烏山市が好き」「那須烏山市をPRしたい」と思う高校生以上の個人又は団体であること。
- (2) SNSで自身のアカウントを活用し、積極的な情報発信（月2回以上）ができること。
- (3) 市ホームページ等へのプロフィール掲載に同意いただけること。
- (4) 投稿した写真等について、市ホームページやSNS、広報誌、その他市が作成する媒体への掲載に同意いただけること。
- (5) 活動に係る注意事項および禁止事項を遵守できること。
- (6) シティプロモーション事業にご協力いただけること。

4 募集期間

令和6年3月1日（金）～ 随時募集中

5 任期

委嘱日から令和7年3月31日（月）まで

6 活動に係る注意事項

- (1) 特派員は、なすから特派員メインアカウント（@nasukara_pr）をフォローしてください。
- (2) 使用するアカウントについては、新規作成いただくか、現在お使いのものをご使用ください。
- (3) アカウントのプロフィール欄には「なすから特派員」と記載してください。
- (4) 特派員のプロフィールについては市ホームページ等で紹介されます。予めご了承ください。
- (5) なすから特派員として積極的に情報発信を行ってください。
- (6) 投稿された写真については、メインアカウントでリポストされるほか、本市ホームページ及びSNS、その他市が作成する媒体等に使用される場合があります、予めご了承ください。
- (7) 投稿する写真は自身が撮影したものに限りです。
- (8) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得てください。（市は肖像権侵害等の一切の責任を負いません。）
- (9) 投稿にあたり、第三者間との間にトラブルが生じた場合においても、市は一切の責任を負いません。
- (10) 高校生の方は保護者の承諾が必要です。

7 禁止事項

以下に該当する投稿を禁止します。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権などを侵害するもの
- (5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 虚偽若しくは事実と異なるもの又は単なる風評や風評を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (9) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (10) わいせつな表現等を含むもの
- (11) 犯罪行為を助長するもの
- (12) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (13) 他のユーザー又は第三者になりすますもの
- (14) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (15) 本課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (16) 各種SNSの利用規約に反すると思われるもの
- (17) その他、本市が不適切と認める情報やこれらの内容を含むリンク等

8 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、那須烏山市まちづくり課あてご提出ください。

応募いただいた方は、書類審査後にまちづくり課にて面談を行います。

郵 送：〒321-0692 那須烏山市中央 1-1-1 那須烏山市役所まちづくり課定住推進グループ宛て

メール：machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

窓 口：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（那須烏山市役所 烏山庁舎 1 階 まちづくり課）

9 その他

- (1) 投稿に際しては、個人のスマートフォンやタブレットをご使用ください。
- (2) 活動に対する報酬等はありません。
- (3) 投稿内容が不適切である方や、参加資格を満たさないと判断された方は、なすから特派員を解嘱させていただきます場合があります。

※そのほか、投稿内容が不適切と判断される恐れがある場合は、まちづくり課より連絡し、対応をお願いする場合があります。